

第 98 回国際労働総会 (2009 年)

「HIV/エイズと仕事の世界」 質問票

連合回答

文書の形式

1. ILO総会は仕事の世界におけるHIV/エイズに関する文書を採択すべきだと思いますか。

はい

コメント:業務によりHIVに感染する可能性のある職種への対策を促進するためには必要である。文書の採択により国家レベルでHIV/エイズ対策をより充実させる必要がある。ただし、予後不良な疾患がまだまだ多くある中で、HIV/エイズを取り上げている理由を明確に記載すべきである。

2. その文書は勧告の形を取るべきだと思いますか。

はい

コメント:各国の罹患状況や主な感染ルートなどの差異を勘案し、柔軟性があり、調和の取れた形が望ましい。

前文

3. その文書は以下に言及する前文を含むべきでしょうか。

(a) HIVの流行が労働者とその家族、そして企業に与える影響

はい

コメント:企業に与える影響をより強調し、個々の企業をHIV/エイズに積極的に取り組ませるような文章が望ましい。

(b) HIVの影響を受けている人々が直面する差別

はい

コメント:一般論でなく、「雇用時の差別」や「事業場における上司・同僚からの差別」など「仕事の世界におけるHIV/エイズ」というテーマに絞ったものにすべきである。

(c) HIVの流行が仕事の世界、そして広く社会に与える社会的・経済的影響

はい

コメント:

(d) HIV/エイズがディーセント・ワークの達成に与える影響

はい

コメント:

(e) HIV/エイズと貧困、持続可能な開発のつながり

はい

コメント:

(f) 女性の方が男性よりも多くHIV陽性になっており、HIV流行の不利な影響をより多く受けているとの事実

はい

コメント:統計のデータは各国ごとに違いがあることを踏まえ、業務とHIV/エイズといった観点から記載すべきである。

(g) 国際労働機関 (ILO) がその活動のあらゆる側面においてHIV/エイズに関する取り組みを強化する必要性

はい

コメント:国際労働機関(ILO)という立場から、単なる保健衛生対策ではなく「労働現場」に特化した取り組みを推進すべきである。国際機関としての役割分担を意識した対応をすべきである。

(h) HIV/エイズと働く世界に関するILO行動規範の価値

はい

コメント:

(i) ILOのものや国連のものを含む、仕事の世界におけるHIV/エイズに関連する国際条約及び勧告

はい

コメント:

(j) 国のHIV/エイズ対応における予防、治療、ケア、サポートの利用機会と情報における職場の決定的に重要な役割

はい

コメント:HIV/エイズに対する労働者への啓発活動のほか、業務による感染予防対策の充実、HIV陽性の労働者への差別対策や、継続して就労しつづけられる環境づくりなどが求められている。

(k) 仕事の世界における及び仕事の世界を通じたHIV/エイズに対する国の取り組みを促進及び支援する上での労使団体の独特の役割

はい

コメント:政労使が一体となり、国の政策として事業場におけるHIV/エイズ対策を取り組むべきであり、総合的な対策の中で労使団体が可能な範囲で対応することが望ましい。

(l) 国連合同エイズ計画 (UNAIDS) 内及びそれを越えた文脈における、HIVの予防、ケア、治療に対するユニバーサル・アクセスの確保及びエイズの影響力緩和に向けた国際機関同士の協力

はい

コメント:

(m) 国内レベル及び国際レベルにおけるH I V感染者団体を中心とした他の関連する団体との協力の価値

はい

コメント:

I. 定義と適用範囲

4. 提案される文書は以下の定義を含むべきでしょうか。

(a) 「H I V」とは、ヒト免疫不全ウイルスを意味し、このウイルスは身体の免疫システムを弱め、最終的にエイズの原因となる。

はい

(b) 「エイズ」とは、後天性免疫不全症候群を意味し、これはしばしば日和見感染症や悪性腫瘍として言及される一群の医学的状況であり、今のところ治療法はない。

はい

(c) 「H I Vと共に生きる人々」とは、H I V感染者を意味する。

はい

(d) 「影響を受けている人々」とは、この流行病の幅広い影響力を理由として、H I V／エイズによって生活が何らかの形で変わってしまった人々を意味する。

はい

5. 提案される文書は以下を対象とすべきですか。

(a) 自営業者を含むすべての労働者及び求職者

はい

コメント:

(b) 公式経済とインフォーマル経済の双方における官民両部門にわたる経済活動のすべての部門

はい

コメント:

II. 国の政策

6. この文書は加盟国が、最も代表的な労使団体及びH I V感染者団体と協議の上、仕事の世界におけるH I V／エイズに関する国の政策を採用すべきと規定するべきでしょうか。

はい

コメント:労働団体としてHIV感染者の生の声を集約することは難しく、国の政策の採用にあたっては、ヒ

ヤリングなどを実施することが望ましい。

7. 仕事の世界におけるH I V / エイズに関する国の政策は以下の分野を取り上げるべきでしょうか。

(a) H I V の予防

はい

コメント:

(b) H I V / エイズが労働者及び仕事の世界に与える影響の緩和

はい

コメント:

(c) H I V / エイズの影響を受けている労働者及びその家族のケアとサポート

はい

コメント:日本において、HIVの感染が業務上の事由であれば、労災保険制度により救済の対象とされるが、HIVの場合は感染が業務上と証明することが難しいことが想定される。

(d) 実際のまたは想定されるH I V 状態に基づく差別と偏見の撤廃

はい

コメント:

(e) 自発的なカウンセリングと検査、予防、治療、ケア、サポートを含む行動と情報における職場の役割

はい

コメント:事業場の産業医と地域の保健所などが適切に連携し、感染者のプライバシーに十分配慮しつつ対応することが求められる。また、労働者本人だけでなく、その家族に対しても、感染者本人のプライバシーに配慮しつつ必要な情報提供が不可欠である。

(f) 地元社会との協力並びにサプライ・チェーン（供給網）及び流通網を通じた事業計画の拡大における職場の役割

はい

コメント:

8. 仕事の世界におけるH I V / エイズに関する国の政策は以下のようなものとすべきでしょうか。

(a) 最も代表的な労使団体及び他の関係当事者と協議の上、以下の手段によって実施すべきでしょうか。

(i) 国内法規

はい

コメント:HIVに感染した労働者が、短時間勤務などにより継続して就労し、ある程度の収入を確保できるよう国内法規の制定・改正が必要である。

(ii) 労働協約

はい

コメント:業務上HIVに感染の恐れのある業種については、適切な労働協約の締結が望ましい。

(iii) 国、産業部門、職場の政策・方針及び行動計画

はい

コメント:業務上HIVに感染の恐れのある産業・業種については、適切な方針及び行動計画の策定が必要である。

(b) この政策に労働司法及び労働行政当局の注意を喚起し、それに関する研修を提供すべきでしょうか。

はい

コメント:

(c) 輸出加工区における場合を含み、国内企業及び国際企業がこの国の政策を実施するよう奨励するインセンティブを提供すべきでしょうか。

はい

コメント:

(d) この政策は、政府当局、使用者及び労働者並びにその団体、職業衛生に従事する職員、HIV/エイズの専門家、そしてHIV感染者団体を含むその他関係当事者間の社会対話、協議、交渉、その他の協力形態を促進すべきでしょうか。

はい

コメント:

(e) この政策を策定、見直し、実施する際には、科学的進展及び社会の動向を考慮に入れるべきでしょうか。

はい

コメント:

(f) この政策は国の保健及び社会保障制度との調整を図るべきでしょうか。

はい

コメント:

III. 原則

9. この文書は以下の原則を表明し、それが国の政策において考慮されるよう規定すべきでしょ

うか。

(a) 一般原則

(i) 職場の問題としてH I V / エイズが認識されるべきこと。

はい

コメント:

(ii) 政府が仕事の世界におけるH I V / エイズに関する政策を開発計画や貧困削減戦略に組み込むべきこと。

はい

コメント:

(iii) 政府が公務部門に雇用されるすべての労働者についてのH I V / エイズに関する政策及び事業計画を採用し、実施すべきこと。

はい

コメント:

(b) 差別

(i) 1958年の差別待遇(雇用及び職業)条約(第111号)を考慮に入れ、労働者に対する実際のもしくは想定されるH I V状態、またはH I V感染の危険度が高いと想定される人口集団に属することにに基づく差別を禁止すべきこと。

はい

コメント:

(ii) 政府が最も代表的な労使団体と協議の上、第111号条約の適用範囲が同条約第1条(1)(b)に基づきH I V感染者に拡大されるよう確保すべきこと。

はい

コメント:

(iii) H I V状態を雇用終了の原因とすべきでないこと。H I V関連疾病の罹病者は医師が適切と判断する限り、得られる適切な仕事について働くことを許されるべきであること。

はい

コメント:

(iv) H I V / エイズに関連した疾病による一時的な欠勤は1982年の雇用終了条約(第158号)第6条に従い、終了の有効な理由を構成すべきでないこと。

はい

コメント:

(v) HIV感染を減らし、女性がHIV/エイズに対処できるようにするために、男女の平等な関係と女性の権限強化を促進する措置を講じるべきこと。

はい

コメント:ただし、仕事の世界におけるHIV/エイズという観点から行うべき措置は検討すべきである。もちろん、HIV/エイズに対する事業場での啓発活動や差別の低減等は必要であるため、「業務上の感染」を中心に講ずべき措置を勧告すべきである。

(c) 社会対話

(i) HIV/エイズに関する政策及び事業計画は、使用者、労働者、労使代表、そして適当な場合には政府の協力と信頼を基礎とし、HIV感染労働者の活発な関与を伴って実施されるべきこと。

はい

コメント:

(ii) 労使団体は情報と教育の提供を通じて予防と差別禁止を促進するよう奨励されるべきこと。

はい

コメント:HIV/エイズのみ限定せず、幅広く差別禁止を促進させたい。

(iii) 労働者及び使用者はHIV/エイズに関する事項を労働協約に含むよう奨励されるべきこと。

はい

コメント:

(d) 労働安全衛生

(i) HIV感染を予防するために、1981年の職業上の安全及び健康に関する条約(第155号)、2006年の職業上の安全及び健康促進枠組条約(第187号)及びILOのその他の関連する文書を考慮に入れ、職場環境は健康的で安全なものとするべきこと。

はい

コメント:

(ii) 職業衛生機関及び労働安全衛生関連の職場メカニズムはHIV/エイズの懸念事項に取り組むべきこと。

はい

コメント:

(e) 検査と秘密保持

(i) 労働者または求職者にHIVスクリーニングを求めるべきでないこと。

はい

コメント:

(ii) 労働者は自発的な検査とカウンセリングを通じて自らのH I V状態を知るよう奨励されるべきこと。雇用保障と秘密保持を確保すべきであり、必要となった場合には治療機会を与えられるべきこと。

はい

コメント:

(iii) 労働者及び求職者は自分自身または他者のH I Vに関連した個人情報を開示するよう求められるべきでないこと。そのような情報へのアクセスは、1997年の労働者個人情報の保護ILO実施要綱に合致した秘密保持規定によって制限されるべきこと。

はい

コメント:

(f) 予防、治療、ケア、サポート

(i) あらゆるH I V感染手段の予防を基本的優先事項とすべきこと。予防戦略は国の状況と関係する職場に適応させるべきであり、ジェンダーや文化に配慮したものとすべきこと。

はい

コメント:

(ii) 予防計画は以下を確保すべきであること。

(1) 母子感染の予防を含む正確な関連情報の提供

はい

コメント:

(2) 男女が共に危険を理解し、危険を低減することを支援する教育

はい

コメント:

(3) コンドームの入手可能性の改善といった実践的な措置

はい

コメント:日本においては、事業場における予防教育として、コンドーム利用に関する知識の普及は必要である。

(iii) H I V感染労働者とその扶養家族を含むあらゆる労働者は負担可能な保健サービスを受ける資格が与えられるべきこと。このサービスには抗レトロウイルス療法並びに日和見感染症、特に結核及び性感染症の治療を含むべきこと。

はい

コメント:

(iv) 政府はH I V感染者とその扶養家族が官民の保険制度の下で、保健医療の完全な保護の恩恵を受けられるよう確保すべきこと。

はい

コメント:

(v) 法定社会保障制度及び職域保険制度の利用機会や保健医療、障害、遺族給付を含む給付に關してもH I V感染労働者及びその扶養家族に対する差別が存在すべきでないこと。

はい

コメント:

(vi) ケア及びサポートの計画にはH I V関連疾病に罹病した労働者のための適切な適応措置を含むべきこと。

はい

コメント:

(vii) 適当な場合には、H I V／エイズを職業病として認定すべきこと。

はい

コメント:

(viii) H I V／エイズの影響を受けている人々の所得創出機会を促進する措置を講じるべきこと。

はい

コメント:所得創出対策を講じることに異論はないが、予後不良の他の疾病により失業を余儀なくされた労働者が、HIV／エイズについてこうした措置を取ることについて、納得のできる説明を記載すべきである。

(g) 訓練

(i) すべての研修、安全指導、何らかの必要な手引きは、移民労働者を含む新人労働者または経験のない労働者が特に理解できるようあらゆる男女が理解可能なものとすべきであり、労働力の特徴とリスク要因に合わせて特別に設計されるべきこと。

はい

コメント:

(ii) 上級管理職及びライン管理職にH I V／エイズに関する最新の科学的及び社会経済的情報及び研修を提供すべきこと。

はい

コメント:

(iii) 労働者はこの政策を実施するために講じられる措置について情報提供及び協議を受け、職場監督に参加し、これらの分野における研修を受ける権利を有すること。

はい

コメント:

(h) 移民労働者

政府は移民労働者または就業のために移動を求めている人々がH I V検査を強制されることがなく、H I V陽性であった場合に移動機会が閉ざされないよう確保すべきこと。出身国と目的地国のどちらでも予防、治療、ケア、サポートの各サービスの利用機会を確保する措置が採用されるべきこと。

はい

コメント:

(i) 児童及び若者

(i) 児童労働がとりわけ家族の者のエイズによる死亡またはその罹病によってもたらされたものである場合、以下に向けて児童労働対策に関する国の公約及び国際的な公約並びに活動を強化すべきこと。

(1) H I V / エイズと児童労働のつながりに関する啓発

はい

コメント:HIV/エイズの児童に対する啓発は必要であるが、日本では就労する児童が皆無であり、仕事の世界におけるエイズ対策としてこの課題に対応するべきかどうか、判断に迷うところである。

(2) 主要な介入分野の確定

はい

コメント:

(3) 児童労働者がH I Vに感染するリスクの低減

はい

コメント:

(ii) H I V感染から若い労働者を保護し、若者の特別のニーズをH I V / エイズ対応に含む措置を講じるべきこと。これには職業訓練や若者の就業計画にH I V / エイズに関する情報を組み込むことを含むことができる。

はい

コメント:

(j) 公務

(i) 労働監督業務を含む労働行政業務のH I V / エイズ対応における役割を見直し、必要な場合には強化すべきこと。

はい

コメント:

(ii) 予防、治療、ケア、サポートの利用機会の拡大を確保し、HIV/エイズが引き起こす保健労働者と保健事業に対するさらなる負荷を低減するために、必要な場合には公衆衛生制度を強化すべきこと。

はい

コメント:

IV. フォローアップ

10. この文書は以下を規定すべきでしょうか。

(a) 国家レベルで採用されるべきフォローアップ措置、政策の実施に向けて講じられた措置の定期的な見直し

はい

コメント:各国際機関の機能が最大限発揮されるよう定期的かつ適切な見直しは必要である。

(b) この文書の促進及び実施に向けたILOとその他政府間機関との協力と調整

はい

コメント:仕事の世界に特化したILOの取り組みとその他の政府機関との協力・調整は不可欠である。

V. 特別な問題

11. 国内の法または慣行に、この質問票で検討されている提案文書の実際的な適用において困難を生じる可能性が高い独特の特色がありますか。

いいえ

コメント:業務による感染を中心とした「仕事の世界における対策」であれば問題はない。

12. 連邦国家のみ: この文書が採択された場合、この主題は連邦による行動に適していますか、それともその全体または一部は連邦構成単位による行動に適していますか。

はい いいえ

コメント:

13. この文書が起草される際に考慮に入れるべきであり、本質問票が網羅していない他の何らかの関連する問題がありますか。

はい

コメント:予後不良な他の疾病との整合性。HIV/エイズに対してここまで対策を講じるのであれば、その他の疾病についてもそれなりの対策を講じ、労働者間の不満が出ないよう対応すべきである。